

〔古事記傳二十六〕曾孫は、和名抄に、爾雅云、孫之子爲曾孫、和名比々古、字鏡にも、曾孫比々子とあり、契沖云、凡て物を隔つるを比と云、孫は一重隔たる子なり、曾孫は又

〔古事記傳三十四〕繼體天皇は、此意富々杼王皇子○應神の御曾孫に坐を、彼天皇御段に、たゞ品陀天皇五世之孫とのみ記して、其御世系を記さず、然れば伊邪河宮段に、息長帶比賣命神功皇后の御世系を記せる如くに、此に必繼體天皇の御祖世系を記すべきことなるに、たゞ御後の氏々をのみ舉げて、其を記さるは事闕たり、故今書紀釋に引る上宮記に依て試に云ば、故意富々杼王

娶中斯和命生子宇比王、此王娶牟宜都國造名伊自牟良君女久留比賣命生子宇志王、此王娶伊玖米天皇七世之孫振比賣命生子袁本杼命繼體也と記すべきことなり、なほ此御世系の委きは、彼天皇御段に云

〔日本書紀九神九〕氣長足姬尊、稚日本根子彥太日日天皇化○開之曾孫、氣長宿禰王之女也、

〔新撰字鏡親族〕玄孫豆々子○

〔倭名類聚抄子孫〕玄孫 爾雅云、曾孫之子爲玄孫和名夜之波古

〔箋注倭名類聚抄子孫〕釋名、玄孫、玄縣也、上縣於高祖、最在下也、雄略紀同訓、夜之波古又見、宇治拾遺物語、新勅撰和歌集歌、按夜之波、蓋彌敷之義、

〔伊呂波字類抄人倫〕玄孫ヤシハコ 曾孫之子爲玄孫

〔釋親考〕曾孫之子爲玄孫

郭氏曰、玄者、言親屬微昧也、

〔日本書紀雄略十四〕十三年三月、狹穗彥玄孫齒田根命、竊軒采女山邊小島子、

〔續日本紀文武二〕大寶二年十月乙卯、詔、上自曾祖下至玄孫、奕世孝順者、舉戶給復、表旌門閭、以爲義家焉、

玄孫